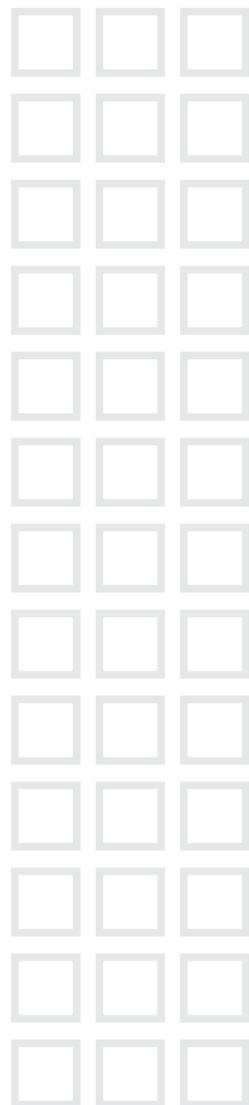


### 第 3 章

## 一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会 (任意協議会)





## 1 任意協議会の設置

2市1町の平成14年12月定例会での任意合併協議会関連予算の議決を経て、平成15年1月14日に任意協議会が設置、その第1回協議会が開催された。

第1回協議会では、一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会の設置とその規約が確認された後、会長に谷一夫一宮市長が、副会長に大島晋作尾西市長と山口昭雄木曾川町長がそれぞれ就任することや平成14年度の事業計画・予算などが確認され、合併協議の第一歩をしるした。

### 一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会規約

#### (設置)

第1条 一宮市、尾西市及び木曾川町（以下「構成市町」という。）で合併の基本的問題等について協議するため、一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 将来の望ましい都市像に関する事。
- (2) 合併の基本的事項に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項に関する事。

#### (組織)

第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 構成市町の長
- (2) 構成市町の議会より選出された者各2人
- (3) 学識経験を有する者のうちから構成市町の長が選任する者各1人

#### (役員)

第4条 協議会に会長1人、副会長2人及び監事2人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

#### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の3分の2以上の出席により開くものとする。
- 4 会長は、会議に関係職員等を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(参与)

第6条 協議会に参与を置き、愛知県尾張事務所長をもって充てる。

2 参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(幹事会)

第7条 協議会に提案する事項の協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の所在地は、構成市町の長が協議して定めた場所とする。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費等)

第9条 協議会に要する経費は、構成市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第10条 協議会の負担金は、構成市町で協議して負担する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成15年1月14日から施行する。

## 2 協議会委員

一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会委員等名簿

(委員12人、参与1人 敬称略)

職名	委員区分	職又は選出市町	氏名	備考	
委員	1号委員 (市・町長)	一宮市長	谷 一夫	会長	
		尾西市長	大島 晋作 丹羽 厚詞	副会長	～H15. 4. 24 H15. 4. 27～
		木曾川町長	山口 昭雄	副会長	
	2号委員	一宮市議会議員	神戸 秀雄		

	(議員)	一宮市議会議員	細谷 正明 梶田 信三		~H15. 4. 30 H15. 5. 1~
		尾西市議会議員	浅田 清喜		
		尾西市議会議員	浅野 長祥		
		木曾川町議会議員	日比野 友治		
		木曾川町議会議員	日比野 藤雄 川合 正高		~H15. 4. 30 H15. 5. 1~
	3号委員 (学識経験者)	一宮商工会議所会頭	豊島 半七	監事	
		尾西市商工会会長	吉田 弘	監事	
		木曾川町商工会会長	五藤 和吾		
	参 与		愛知県尾張事務所長	古池 庸男	

### 3 協議会会議の内容

協議会は、5回開催され、合併期日の目標、法定合併協議会の設立時期、規約、事業計画、小委員会方式の採用、対等の精神で協議を進めること、踏み込んだ議論は法定協議会で協議することなどが決定された。

#### ●第1回（平成15年1月14日開催）

##### ◇議 事

議案第1号 一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会の規約について

議案第2号 一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会役員を選出について

<議長交代>

議案第3号 平成14年度一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会事業計画(案)について

議案第4号 平成14年度一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会歳入歳出予算(案)について

◇協 議 合併について

◇そ の 他

第2回の日程、総務省の講演会等について

【会議結果】

- ・ 会長は、谷一夫一宮市長、副会長は、大島晋作尾西市長及び山口昭雄木曾川町長が就任。
- ・ 平成14年度事業計画及び歳入歳出予算は原案どおり承認。
- ・ 合併特例法の期限である平成17年3月を合併期日の努力目標とする。

●第2回（平成15年1月29日開催）

◇報告事項

- 1 一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会幹事会規程について
- 2 一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会事務局規程について

◇協議事項

合併について

◇その他

第3回の日程等について

【会議結果】

- ・ 幹事会規程、事務局規程制定の報告。
- ・ 法定協議会の設置を平成15年6月議会に提案する。
- ・ 合併の方式については法定協議会で決定していくことになるが、合併について対等の精神で議論をしていく。

●第3回（平成15年2月20日開催）

◇議 事

議案第5号 平成15年度一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会事業計画(案)について

議案第6号 平成15年度一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会歳入歳出予算(案)について

◇協議事項

合併について

◇その他

第4回の日程等について

【会議結果】

- ・ 平成15年度任意協議会事業計画及び歳入歳出予算の承認。
- ・ 平成15年4月から、事務事業等の調査を進めるために専門部会を設置することを承認。

## ●第4回(平成15年4月7日開催)

## ◇報告事項

- 1 一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会幹事会規程の改正について
- 2 一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会専門部会設置要綱の制定について
- 3 一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会分科会設置要領の制定について

## ◇協議事項

- 1 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会設置に関する協議書(案)について
- 2 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会規約(案)について
- 3 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会規約に関する協議書(案)について
- 4 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会規程(案)について
- 5 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会事業計画書(案)について
- 6 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会歳入歳出予算(案)について
- 7 合併について

## ◇その他

第5回の日程等について

## 【会議結果】

- ・ 幹事会規程の改正、専門部会設置要綱及び分科会設置要領制定の報告。
- ・ 法定協議会に関する協議書、規約、小委員会規程、事業計画書及び歳入歳出予算について、一部に修正を加え同意。

## ●第5回(平成15年5月28日開催)

## ◇報告事項

- 1 一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会委員の変更について
- 2 平成14年度事業報告、歳入歳出決算及び決算審査報告について
- 3 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会規約(案)の修正について
- 4 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会規程(案)の修正について
- 5 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会歳入歳出予算(案)の修正について

## ◇協議事項

- 1 一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会の解散について
- 2 平成15年度一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会事業実績について
- 3 平成15年度一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会歳入歳出予算執行状況について
- 4 平成15年度一宮市・尾西市・木曾川町合併検討協議会歳入歳出剰余金の処分方法について

5 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会委員の構成について

6 合併について

◇その他

1 事務事業の洗い出し作業について

**【会議結果】**

- ・ 協議会委員の一部で変更があったことについての報告の後、丹羽厚詞尾西市長が副会長に就任。
- ・ 平成15年度事業報告、歳入歳出決算については適正との認定。
- ・ 第4回任意協議会で修正があった法定協議会規約、規程、予算の修正について同意。
- ・ 任意協議会の解散、平成15年度事業実績、予算執行状況、歳入歳出剰余金の処分方法について同意。
- ・ 法定協議会の委員構成について、各市町学識経験委員6人のうち2人を公募すること、3首長が協議して選任する学識経験委員については、県の助言の下、引き続き協議していくことを確認。
- ・ 任意協議会のまとめとして以下の点について確認。
  - 1 合併特例法の期限である平成17年3月を合併の期日目標とする。
  - 2 各市町において、法定協議会の設置を平成15年6月議会に提案する。
  - 3 合併の方式は法定協議会で決定していくことになるが、合併については対等の精神で議論をしていく。
  - 4 新市のまちづくりのあり方を具体的に示す建設計画については、法定協議会で協議する。
  - 5 2市1町の事務事業の調整及び建設計画の事業の洗い出し等事務的な作業は、法定協議会の設置に先立ち先行して進める。